

社会福祉法人福陽会 サンシャインビラ介護学院

介護福祉士実務者研修講座（通信）学則

第1章 総則

（設置目的）

第1条 本学院は、多様化する高齢者等のニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護福祉士の養成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本学院は、社会福祉法人福陽会 サンシャインビラ介護学院 介護福祉士実務者研修講座（通信）という。

（位置）

第3条 本学院の位置を、東京都福生市熊川1494-3に置く。

（評価及び自己点検）

第4条 本学院は、その目的を達成するため、本学院における教育活動等の進捗状況について自ら評価及び自己点検を行うものとする。

第2章 課程、学科及び修業年限、学級定員並びに休業日

（課程、学科、修業年限、学級定員）

第5条 本学院の課程、学科及び修業年限、学級定員は次の通りとする。
なお、受講生は1年を超えて在学できないこととする。

課程	学科	修業年限	1学級定員	学級数	総定員
介護福祉士 実務者研修課程（通信）	介護福祉士 実務者研修	3ヶ月	40名	2	80名
		4ヶ月	40名	2	80名
		6ヶ月	40名	4	160名
					年間総定員計 320名

※修業年限3ヶ月・4ヶ月：過去に以下の研修を修了した者

訪問介護員養成研修（1～2級）、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修

※修業年限6ヶ月：全ての受講者、履修科目については第10条に定める通り

(入所時期)

第6条 本学院の毎年の入所時期並びに研修期間は、以下の通りである。

- 1月 1 日～ 6月 30 日
- 4月 1 日～ 9月 30 日
- 5月 1 日～10月 31 日
- 6月 1 日～ 9月 30 日
- 7月 1 日～ 9月 30 日
- 8月 29 日～12月 28 日
- 9月 29 日～12月 28 日
- 10月 1 日～ 3月 31 日

※上福ビル3階第1教室使用(定員40名) 上福ビル3階第2教室使用(予備教室 定員20名)

※各科目の演習は、上福ビル2階演習教室使用

※開講1週間前の時点で、受講希望者が8名に満たないクラスは開講しない場合がある

(休業日)

第7条 本学院の休業日は、以下の通りである。

毎年12月29日から1月5日まで

第3章 教育課程、授業時数、実務者研修に係る履修認定及び教職員組織

(教育課程の実施方法)

第8条 本学院の教育課程は、通信形式とする。通信形式については次の通り実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、添削指導、再試験、再評価を行うこととする。合格認定基準は、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上を合格と認定する。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(2) 評価方法

①添削科目については、科目ごとにレポート(課題)を提出し、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師が添削指導、評価を行う。

②介護過程Ⅲについては、講義及び演習にて小テストやチェックシート等を用いて、総合的評価を行う。

③医療的ケアについては、下記の通りとする。

・基本研修(講義):①と同様にレポート(課題)を提出し、担当講師が添

削指導、評価を行う。

- ・基本研修（演習）：省令で定める実施回数以上の演習を実施後、技能習得判定を行う。演習評価基準で示す手順通りに実施できれば修了を認めることとする。

(3) 個別学習への対応方法

受講生の質問等については、電話：042-539-0783、FAX：042-539-0782
または電子メール：kaigogakuin@fukuyokai.or.jp により受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(教育課程の実施方法)

第9条 本学院の授業時数は以下の通りである。

研修科目	時間数
人間の尊厳と自立	5
社会の理解Ⅰ	5
社会の理解Ⅱ	30
介護の基本Ⅰ	10
介護の基本Ⅱ	20
コミュニケーション技術	20
生活支援技術Ⅰ	20
生活支援技術Ⅱ	30
介護過程Ⅰ	20
介護過程Ⅱ	25
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45(7日間)
こころとからだのしくみⅠ	20
こころとからだのしくみⅡ	60
発達と老化の理解Ⅰ	10
発達と老化の理解Ⅱ	20
認知症の理解Ⅰ	10
認知症の理解Ⅱ	20
障害の理解Ⅰ	10
障害の理解Ⅱ	20
医療的ケア	50
医療的ケア（スクーリング）	12(2日間)
合計受講時間数	462

(実務者研修に係る履修認定について)

第10条 実務者研修を修了するために履修しなければならない科目は、以下の通りである。

研修科目	時間数	無資格者	訪問介護員研修			介護職員 初任者研修	介護職員 基礎研修	認知症 実践者研修	喀痰吸引等 研修
			1級	2級	3級				
人間の尊厳と自立	5	○						○	○
社会の理解Ⅰ	5	○						○	○
社会の理解Ⅱ	30	○		○	○	○		○	○
介護の基本Ⅰ	10	○			○			○	○
介護の基本Ⅱ	20	○			○	○		○	○
コミュニケーション技術	20	○		○	○	○		○	○
生活支援技術Ⅰ	20	○						○	○
生活支援技術Ⅱ	30	○			○			○	○
介護過程Ⅰ	20	○			○			○	○
介護過程Ⅱ	25	○		○	○	○		○	○
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45 7日間	○	○	○	○	○		○	○
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○			○	○
こころとからだのしくみⅡ	60	○		○	○	○		○	○
発達と老化の理解Ⅰ	10	○		○	○	○		○	○
発達と老化の理解Ⅱ	20	○		○	○	○		○	○
認知症の理解Ⅰ	10	○		○	○				○
認知症の理解Ⅱ	20	○		○	○	○			○
障害の理解Ⅰ	10	○		○	○			○	○
障害の理解Ⅱ	20	○		○	○	○		○	○
医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○	○	
医療的ケア (スクーリング)	12 2日間	○	○	○	○	○	○	○	
合計受講時間数	462	462	107	332	432	332	62	432	400

※○印は受講必須科目

(教職員組織)

第11条 本学院の教職員組織は、以下の通りである。

- (1) 教員 15名以上 (専任2名、非常勤14名以上)
- (2) 事務員 1名以上

第4章 入所資格、入所選考、入所手続、休学、受講の取り消し、補講、修了認定
(入所資格)

第12条 本学院の入所資格は、以下の者とする。
多様化する高齢者等のニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護福祉士の資格取得を目指す者。

(入所選考、入所手続)

第13条 本学院の入所選考、入所手続は、以下の通りである。

- (1) 本学院の入所選考については、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛てに通知する。
- (2) 本学院の入所手続は、指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 本学院は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。
- (5) 本学院は、受講申し込み時または開講日初日、以下の公的証明書の提示または提出により、本人確認を実施する。なお、本人確認ができない場合は、入所を拒否できることとする。
 - ・運転免許証の提示 ・健康保険証の提示 ・パスポートの提示
 - ・年金手帳の提示 ・住民基本台帳カードの提示 ・在留カード等の提示
 - ・戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の提出 等

(研修欠席者の扱い)

第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。
また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(休学について)

第15条 やむを得ない事情があり休学する場合の期間は、最長で6ヶ月とする。

(受講の取り消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者
- (3) 法令違反等、社会通念上、受講者として相応しくない者

(補講の取扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、当該課程教科時間数の概ね1割を上限とし、本学院主催の他のクラスにて同科目の振替受講をすることにより、科目の履行を完了とする。
なお、振替受講は事前の申し出を原則とする。その際の受講料は無料とする。

(修了の認定)

第18条 修了の認定は、第9条の教育課程の定めるところにより、科目ごとに修了認定を行う。ただし、各科目の出席時間数が本学院の規定に定める時間数の3分の2に満たない者については、修了の認定をしないこととする。
認定方法については、以下の通りである。

- (1) 添削科目については、科目ごとにレポート(課題)を提出し、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師が添削指導、評価を行う。修了認定基準は、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上を修了と認定する。ただし、評価基準に達しない場合は、必要に応じて添削指導、再試験、再評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

- (2) 介護過程Ⅲについては、講義及び演習にて小テストやチェックシート等を用いて、総合的評価を行う。修了認定基準は、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上を修了と認定する。ただし、評価基準に達しない場合は、必要に応じて添削指導、再試験、再評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

- (3) 医療的ケアについては、下記の通りとする。

- ・基本研修(講義): レポート(課題)を提出し、担当講師が添削指導、評価を行う。修了認定基準は、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上を修了と認定する。ただし、評価基準に達しない場合は、必要に応じて添削指導、再試験、再評価を行う。
- ・基本研修(演習): 省令で定める実施回数以上の演習を実施後、技能習得判定を行う。演習評価基準で示す手順通りに実施できれば修了を認めることとする。なお、演習の修了が認められない者については、演習評価基準に達するまで演習を継続し、再度技能習得判定を行う。

第5章 研修受講料、使用教材等
(研修受講料、使用教材等)

第19条 本学院の研修受講料は、以下の通りである。

研修受講料の納付方法、納付期限については、本学院まで問合わせること。

	無資格者	訪問介護員研修			介護職員 初任者研修	介護職員 基礎研修	認知症 実践者研修	喀痰吸引等 研修	訪問介護職員研修 2級または介護職員 初任者研修+喀 痰吸引等研修
		1級	2級	3級					
受講料 (税込)	¥98,000	¥45,000	¥78,000	¥88,000	¥78,000	¥40,000	¥88,000	¥88,000	¥58,000

※表示価格は消費税、テキスト代を含む

(受講の取止め)

第20条 本学院に受講の申込み後、受講の取止めの連絡があった場合は、料金は発生しないこととする。受講料入金後の受講の取止めについては、開講日の7日前までに事務局に連絡があった場合は、入金分全額を返金する。開講日の6日前から開講日までの間の受講の取止めについては、15,000円を受講者から支払い受けることとする。

(使用教材)

第21条 研修に使用する教材は、以下の通りである。
『介護福祉士実務者研修テキスト』 中央法規出版株式会社
全5巻セット

(修了者管理の方法)

第22条 修了者管理については、次により行う。
(1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存する。
(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、次の通り必要な措置を講じることとする。
(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：社会福祉法人福陽会 サンシャインビラ介護学院
受講生担当窓口 電話：042-539-0783
(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で、必要があると認

められる時は、本学院がこれを定める。

附則

この学則は平成28年3月31日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成28年8月15日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成28年8月31日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成28年9月30日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この学則の改正は、令和5年3月1日から施行する。